平成２９年度非常勤講師（初任教員研修）募集要項

兵庫県教育委員会

県内の市町組合立小・中・特別支援学校（神戸市を除く）において、教育公務員特例法第23条の規定により実施する初任者研修を円滑に実施するため、初任者の研修や指導助言にあたる教員の授業の補充等を行う非常勤講師を次のとおり募集します。

項　　目	非常勤講師（初任教員研修）
１　募集人数	(1) 小学校　　３９６　名程度（拠点校方式・単独校方式があります） (2) 中学校　　２４４　名程度（拠点校方式・単独校方式があります） (3) 特別支援学校　　１８　名程度（原則として単独校方式となります）
２　勤務条件 (1) 勤務日数及び勤務時間 (2) 報　　酬 (3) 交 通 費	(1) ア 拠点校方式 【校外研修日】年間１５日以内、１日７時間以内 イ 単独校方式 【校外研修日】年間１５日以内、１日７時間以内 【校内研修日】年間３００時間以内 （週２日程度、週１０時間程度、年間６０日程度） (2) １時間あたり　２，７８０円（平成２８年度現行額で若干変更になる可能性がある） (3) 実費支給　（ただし、支給限度額の範囲内）
３　応募資格	(1) 地方公務員法第１６条及び学校教育法第９条の欠格事項に該当しない者 (2) 教育職員免許法に定める希望する校種の普通免許状の所持者。又は、平成２９年４月１日までに取得できる者であること
４　応募時の提出書類及び提出方法	「市町組合立小・中・特別支援学校の非常勤講師（初任教員研修）登録届」（別紙）を、勤務を希望する市町を所管する【問い合わせ先】にある教育事務所又は市町組合教育委員会に提出して下さい。（郵送可）
５　募集の受付期間	平成２９年２月１日（水）から同年３月１０日（金）までに必着 （但し、土曜日、日曜日、及び休日を除く）
６　募集の受付場所	勤務を希望する市町を所管する教育事務所（下欄参照）、又は市町組合教育委員会（神戸市を除く）
７　委嘱等について	応募者名簿の中から、市町組合教育委員会の推薦のあった者について、県教育委員会が審査を行い決定し、通知する。
８　委嘱の期間	平成２９年４月１日から平成３０年３月３１日までの期間で、県教育委員会が決定する期間

【問い合わせ先】

機　　関　　名	所　　在　　地	電 話 番 号
阪神　教育事務所教育振興課	662-0854 西宮市櫨塚町2-28　県西宮庁舎	0798-39-6152
播磨東 教育事務所教育振興課	675-8566 加古川市加古川町寺家町天神木97-1 県加古川総合庁舎	079-421-1101(代)
播磨西 教育事務所教育振興課	670-0947 姫路市北条1-98　県姫路総合庁舎	079-281-9585
但馬　教育事務所教育振興課	668-0011 豊岡市幸町7-11　県豊岡総合庁舎	0796-23-1001(代)
丹波　教育事務所教育振興課	669-2341 篠山市郡家451-2　県篠山庁舎	079-552-6034
淡路　教育事務所教育振興課	656-0021 洲本市塩屋2-4-5　県洲本総合庁舎	0799-22-3541
兵庫県教育委員会 義務教育課	650-8567 神戸市中央区下山手通5-10-1　兵庫県庁3号館	078-341-7711(代)